5　（略）

6　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7　第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第72条第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その法人又は人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　1億円以下の罰金刑

二　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十四条　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

2　放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するように施設しなければならない。

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十五条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を」を「区分によって」に改め、同条第二項中「五号」を「第五号」に改める。

第十五条第五項中「及び写し一通」を削る。

第十六条中「（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員（法第六十六条の資格を有する者をいう。以下同じ。））」を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第十九条の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十三条第四項中「及び写し一通」を削る。

第二十四条中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十一第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員）」を削る。

第二十六条第三項中「及び写し一通」を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十八条の見出しを「（燃料体検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十三条第二項中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第三十五条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　審査を受けようとする組織の名称及び所在地

三　溶接事業者検査の実施場所

四　溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要

五　審査の実施方法及び実施時期

六　審査を受けようとする溶接事業者検査の項目

七　審査を受けようとする期日

第三十五条に次の三項を加える。

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第三十七条第一号に規定する組織であって耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であって輸入したものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組織であって、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一　溶接事業者検査に関する規程

二　溶接事業者検査の組織

三　溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の知識及び技能